

○独立行政法人国際交流基金特定寄附金取扱規程

平成 15 年 10 月 1 日
平成 15 年度規程 71 号

改正 平成 27 年 9 月 3 日 平成 27 年度規程第 31 号
平成 28 年 6 月 16 日 平成 28 年度規程第 17 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国際交流基金法（平成 14 年法律第 137 号）第 3 条の目的を達成するため独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が受け入れる特定寄附金に関する要件、特定寄附金の受入れの手續、特定助成金の交付の対象となる事業の範囲、特定助成金の交付に関する手續その他特定寄附金の取扱いに関する事項について定め、もって基金における特定寄附金に関する事務の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定寄附金 基金に対する寄附金のうち、本規程に定める特定助成金の原資に充てるために拠出されるものをいう。
 - (2) 寄附者 基金に寄附をする個人及び法人その他の団体をいう。
 - (3) 特定寄附申込者 基金に特定寄附金の申込及び払込手續きを行う個人及び法人その他の団体をいう。
 - (4) 特定助成金 基金が、本規程に定める特定助成対象事業の実施に要する費用に充てるために特定助成対象事業者に交付する金銭その他の資産をいう。
 - (5) 特定助成対象事業 特定助成金交付の対象として決定された事業をいう。
 - (6) 特定助成対象事業者 特定助成対象事業を実施する者をいう。
- 2 この規程において、「特定寄附金」には、金銭以外の資産（物品に限る。以下同じ。）を含むものとする。

第 2 章 特定寄附金の受入れ

(特定寄附金申込者の要件)

第 3 条 理事長は、特定寄附金申込者が次に掲げる第 1 号または第 2 号の要件を

満たし、かつ第3号の要件を満たしている場合に限り、特定寄附金申込みを受け付ける。

- (1) 対象事業にかかる日本国内での寄附金募集を計画している団体等であること（特定助成対象事業者が自ら寄附金募集を計画している場合は、特定助成対象事業者が特定寄附申込者となることも可能）。
- (2) 対象事業への寄附を計画している日本国内の個人、法人等であること。
- (3) 独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年度規程第52号）第2条第2項第1号に定める反社会的勢力に該当しないこと。

（特定寄附の申込み）

第4条 特定寄附金申込者は、特定助成対象事業の内容、特定寄附金の額その他の事項を記載した書面を基金の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の書面は、特定寄附金申込書（様式第1号）の書式によらなければならない。この場合において、当該書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 様式第2号の書式による誓約書
- (2) 様式第3号の書式による合意書
- (3) 様式第4号の書式による寄附者原簿
- (4) 様式第5号の書式による特定寄附金募集計画書
- (5) 特定寄附申込者と特定助成対象事業者との関係、その他参考となるべき事項を記載した書面
- (6) 特定寄附申込者の略歴
- (7) 特定助成対象事業者の略歴
- (8) (1) から (7) に掲げる書面のほか、理事長が必要と認める書面

3 特定助成対象事業の実施期間が長期間にわたる場合は、1回の申込みにおける実施期間は原則として3年以内とし、かつ当該事業実施期間終了までに特定寄附金の払込を終了するものとする。

4 理事長は、原則として次の各号に掲げる要件に適合する場合のみ、特定寄附金申込みを受け付ける。

- (1) 1回の申込みにおける特定寄附申込金額が100万円以上であること
- (2) 様式第4号の書式による寄附者原簿又は様式第5号の書式による特定寄附金募集計画書において、前号の特定寄附申込金額の30%（当該金額が50万円

未満となる場合には 50 万円) 以上の受入予定が明確であること。

(特定寄附金の受入れの可否の決定)

第 5 条 理事長は、前条第 1 項の書面の提出があつた場合には、すみやかにその内容を審査し、その特定寄附金の受入れの可否を決定する。この場合において、理事長は、その特定寄附金に係る特定助成対象事業者と寄附者との関係、特定助成対象事業の内容その他の事項について併せて審査したうえ、その特定寄附金の受入れの可否を決定する。

2 理事長は、特定寄附金の受入れの可否を決定するに当たり、別に定める審査委員会に諮問するものとする。

3 理事長は、特定寄附金の受入れの可否を決定する場合には、審査委員会の意見を尊重しなければならない。

(特定寄附金の受入れの可否の通知)

第 6 条 理事長は、特定寄附金の受入れの可否を決定した場合には、その旨を書面により、特定寄附申込者に遅滞なく通知しなければならない。この場合において、その通知に係る書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書式によるものとする。

(1) 理事長が特定寄附金を受け入れる決定をした場合 特定寄附金受入決定通知書 (様式第 6 号)

(2) 理事長が特定寄附金を受け入れない決定をした場合 特定寄附金不受理通知書 (様式第 7 号)

(特定寄附金の受入決定に附する条件)

第 7 条 理事長は、特定寄附申込者に対し特定寄附金受入決定の通知をする場合には、次の各号に掲げる条件を附すものとする。

(1) 特定寄附申込者は、その寄附金を他の者から募集する場合には、独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程 (平成 27 年度規程第 52 号) 第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力に該当する者からの寄附金を受け付けないこと、その他その募集に係る一切の責任を負うこと。

(2) 特定寄附申込者は、第 4 条第 1 項及び同条第 2 項に定める書類に記載した特定助成対象事業の内容、寄附金の募集に係る計画その他の事項を変更しようとする場合 (その変更が軽微な変更である場合を除く。) は、あらかじめ理事長に書面により変更しようとする事項、変更の内容及び変更の理由を報告し、理事長の承認又は指示を受け、その指示に従うこと。

(3) 特定寄附の申込みに係わる寄附金のうちに金銭以外の資産が含まれてい

る場合には、その金銭以外の資産を特定助成対象事業の用に供するために要する費用を寄附者が負担すること。

(4) その他理事長が必要と認める条件

2 理事長は、前項の規定により条件を付された者が、前項各号に掲げる条件に違反した場合又は特定寄付金の申込書に不正の事実があったときには、その者の申込みに係る寄附金を受け入れない決定をすることができる。この場合において、理事長は、特定寄附申込者に対し、書面によりその旨を通知する。

3 前条（同条第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、前項の規定に基づき理事長が書面により通知をする場合について、準用する。

（特定寄附金額が確定した場合等の取扱い）

第 8 条 特定寄附申込者は、次のいずれかに該当することとなった場合には、理事長にその旨を書面により遅滞なく報告しなければならない。

(1) 特定寄附金申込時に金額が未確定であった特定寄附金の金額及び寄附者が確定し、特定寄附金を基金に払い込むことができることとなった場合

(2) その特定寄附金を基金に払い込むことができないこととなった場合

2 理事長は、前項第 1 号に係る報告を受けた場合はその報告に係る特定寄附金を受け入れる決定をし、同項第 2 号に係る報告を受けた場合又は相当の期間を経過してなお同項の報告がない場合は、その特定寄附金を受け入れない決定をする。

3 第 6 条（特定寄附金の受入の可否の通知）（同条第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、前項後段の場合について、準用する。

（特定寄附金の基金への払込み）

第 9 条 特定寄附申込者は、次のいずれかに該当することとなった場合には、理事長が指定する基金の銀行口座にその通知に係る特定寄附金を払い込むものとする。

(1) 特定寄附金申込時に金額が確定していた特定寄附金について、第 6 条に掲げる特定寄附金受入決定の通知を受けたとき。

(2) 特定寄附金申込時に金額が未確定であった特定寄附金について、第 6 条に掲げる特定寄附金受入決定の通知を受け、かつ前条第 1 項に規定する報告を行ったとき。

（寄附者への領収書の発行）

第 10 条 理事長は、基金に特定寄附金の払込みがあった場合には、所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 47 条の 2 第 3 項第 1 号（寄附金控除

に関する証明事項等)又は法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第24条第1号(公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類)の規定に基づき、その寄附金が基金の主たる業務に関連する寄附金である旨を附記した領収書をすみやかに寄附者あてに発行し、特定寄附の申込みをした者に送付するものとする。

第3章 特定助成金の交付

(特定助成対象事業の範囲)

第11条 基金が特定助成金の交付の対象とする特定助成対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際文化交流の目的をもって、適切な人物を派遣し、又は招へいする事業
- (2) 海外における日本研究のための機関等の設置若しくは運営、専門家の派遣の事業、資料の頒布の事業又は日本研究者の研究活動その他海外における日本研究に係わる事業
- (3) 日本語に関する教育専門家の養成若しくは派遣、教授法の研究又は教材の開発若しくは頒布その他の方法により日本語の普及を図る事業
- (4) 国際文化交流を目的とする公演、展示、講演、セミナーその他の催しを実施する事業
- (5) 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料として、出版物、視聴覚資料及び電磁的記録媒体を作成し、収集し、交換し、又は頒布する事業
- (6) 教育及び文化活動のための施設であって、国際文化交流を目的とするものの整備に対する援助並びに教育及び文化活動のための物品であって、国際文化交流のために用いられるものの購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。)を行う事業
- (7) 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、特定助成対象事業としないものとする。

- (1) 自然科学分野、技術分野を主題とするもの
- (2) 財団等設立のための基本財産に充当するもの
- (3) 団体の一般的経費に充当するもの

(特定助成対象事業の要件)

第12条 理事長は、特定助成対象事業が次に掲げる要件のすべてを満たす場合

に限り、特定助成金をその特定助成対象事業を実施する特定助成対象事業者に交付することができる。

- (1) 特定助成対象事業が、営利又は宣伝を目的とするものでないこと。
- (2) 特定助成対象事業の実施による成果が、広く一般に及ぶものであること。
- (3) 特定助成金の交付がなければ、特定助成対象事業の目的の達成が不可能または困難であると認められること。
- (4) 特定助成対象事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。
- (5) 特定助成対象事業が、宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。
- (6) 寄附者と特定助成対象事業者との間に特定助成対象事業の適正な実施に悪影響を及ぼすおそれのある特別な関係がないこと。

(特定助成対象事業者の要件)

第 13 条 理事長は、特定助成対象事業者が次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に限り、特定助成金を当該特定助成対象事業者に交付することができる。

- (1) 公益を目的とする法人その他の団体（定款、寄附行為、規約等によって代表者又は管理人の定めのあるものに限る。以下この条において「公益法人等」という。）で、事務所を有するもの（その実施しようとする特定助成対象事業が第 11 条第 2 号（特定助成対象事業の範囲）に掲げる事業である場合には、原則として国外に事務所を有するものに限る。）であること。
- (2) その特定助成対象事業を確実に実施するために必要な組織、人員その他の能力を有するものであること。
- (3) その特定助成対象事業の実施及び特定助成金の交付を受けることについて、法令等に違反することがないこと。
- (4) 当該公益法人等又はその役員に不相当と認められる行為がなかったこと。
- (5) 独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程（平成 27 年度規程第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力に該当しないこと。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、特定助成対象事業者としないものとする。

- (1) 日本政府（国立中学・高校その他の国立機関を含む）、地方公共団体（公

立大学、公立中学・高校その他の公立機関を含む）、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人並びこれらの下部組織

(2) 外国政府（省庁等の行政機関。但し、国立学校等の教育機関、美術館等の文化施設及び文化機関は除く）及び在日公館

(3) 日本政府が拠出している政府間機関

（特定助成金の交付の内示）

第 14 条 理事長は、寄附金が基金に払い込まれた場合には、すみやかに特定助成金を交付する予定である旨、特定助成金の交付の対象となる特定助成対象事業、特定助成金の額、特定助成金の交付に付される条件、次条第 1 項の理事長の定める期限その他の事項を書面により当該特定助成対象事業に係る特定助成対象事業者へ通知する。

2 前項の書面は、特定助成金交付内示通知書（様式第 8 号）の書式によるものとする。

（特定助成金の交付申請）

第 15 条 特定助成対象事業者は前条第 1 項の通知を受けた場合は、理事長が定める期限までに、当該通知に示すところに従って特定助成金の交付を受ける旨を書面により理事長に申請するものとする。

2 前項の書面は、特定助成金交付申請書（様式第 9 号）の書式によらなければならない。

3 前条第 1 項の通知を受けた特定助成対象事業者は、第 1 項の書面を提出しない場合には、当該書面を提出しない旨を記載した書面を同項の期限までに理事長に提出するものとする。

4 特定助成対象事業者が、前項の提出しない旨を記載した書面を理事長に提出した場合又は第 1 項の書面若しくは前項の提出しない旨を記載した書面を第 1 項の期限までに理事長に提出しなかった場合には、理事長は、その旨を書面によりその特定助成対象事業者に係る寄附申込者に通知するものとする。

（特定助成金の交付決定等）

第 16 条 理事長は、前条第 1 項の書面が提出された場合には、遅滞なくその内容を審査したうえ、当該書面に係る特定助成金の交付の可否を決定し、その決定の内容（その決定が交付を可とする決定である場合には、次条に規定する交付の条件その他の事項を含む。）を書面により特定助成対象事業者へ通知するものとする。

2 理事長が特定助成金を交付する決定をした場合における前項の通知に係る

書面は、特定助成金交付決定通知書(様式第10号)の書式によるものとする。

- 3 理事長は、第1項の通知をする場合には、その特定助成対象事業に係る特定寄附金申込者に同項に規定する決定の内容を通知するものとする。
- 4 理事長は、特定助成金を交付する決定をした場合は、すみやかにその決定に係る金額を当該特定助成金に係る特定助成対象事業者に交付するものとする。

(特定助成金の交付の条件)

第17条 理事長は、特定助成金の交付につき、特定助成対象事業者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 特定助成対象事業者は、その特定助成対象事業の実施に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 特定助成対象事業者は、この条に規定する条件を遵守して、その特定助成対象事業を実施すること。
- (3) 特定助成金及び特定助成金から生ずる果実の全額を特定助成対象事業の実施に要する費用に充てること。
- (4) 特定助成対象事業の実施について、国際交流基金特定助成金の寄与があった旨を明示すること。
- (5) 特定助成対象事業者は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなる場合には、あらかじめ書面により理事長にその旨を報告し、理事長の承認又は指示を受けること。
 - ア その特定助成対象事業の実施に係る計画の内容を変更しようとする場合(その変更が軽微な変更である場合及びイに掲げる場合に該当する場合を除く。)
 - イ 特定助成対象事業が予定された期間内に完了できないこととなった場合(ウに掲げる場合に該当する場合を除く。)
 - ウ 特定助成対象事業の全部又は一部が実施できないこととなった場合
 - エ 当該特定助成対象事業者が第13条各号(特定助成対象事業者の要件)に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなる場合
- (6) 特定助成対象事業を実施する期間が長期にわたる場合において、その特定助成対象事業の実施状況、特定助成金の支出状況その他特定助成対象事業に関し、理事長が必要に応じ報告又は説明を求めたときは、遅滞なくこれに応ずること。
- (7) 特定助成対象事業者は、その特定助成対象事業が完了したときは、その完

了の日から 2 月以内にその実施の状況並びに当該特定助成対象事業に係る収入及び支出の状況を書面により理事長に報告すること。ただし、当該特定助成対象事業の実施期間が 1 年を超える場合には、1 年を経過するたびごとにその 1 年を超えることとなる日から 2 月以内に、その 1 年ごとの当該特定助成対象事業の実施の状況並びに当該特定助成事業に係る収入及び支出の状況を書面により理事長に併せて報告すること。

- (8) 基金の設定及び増額に係る事業については、前号に定める書面に加え、基金の設定及び増額の完了後 3 年間、毎事業年度終了後すみやかに事業の実施状況並びに当該特定助成対象事業に係る収入及び支出の状況を書面にて報告すること。

- 2 前項第 7 号及び第 8 号に定める書面は特定助成対象事業実施状況及び収支報告書（様式第 11 号）の書式により、前項第 7 号ただし書に定める書面は中間特定助成対象事業実施状況及び収支報告書（様式第 12 号）の書式によらなければならない。

（特定助成対象事業の実施状況の確認）

- 第 18 条** 基金の職員は、特定助成対象事業者が前条第 1 項第 7 号の書面を同号に定める期限までに提出しなかった場合又は当該書面を提出した場合において必要があると認めるときは、当該書面に記載すべき事項に関し、特定助成対象事業者に質問し、又はその帳簿書類の閲覧を求めるものとする。

- 2 理事長は、特定助成対象事業の実施の状況を確認した場合において必要があると認めるときは、特定助成対象事業者に所要の指示を与えるものとする。

（特定助成金の返還）

- 第 19 条** 理事長は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、期限を定めて、交付した特定助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 特定助成金の交付申請に不正の事実があったとき。
- (2) 特定助成対象事業を中止したとき又は遂行することができないと認められるとき。
- (3) 特定助成対象事業が第 12 条各号（特定助成対象事業の要件）に掲げる要件に適合しなくなったと認められるとき。
- (4) 特定助成対象事業の遂行が特定助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に著しく違反していると認められるとき。
- (5) 特定助成対象事業者が、前条第 1 項の質問若しくは閲覧を正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避したとき又は同条第 2 項の指示に従わなかったと

き。

(6) その他この規程に定めるところに違反したとき。

- 2 特定助成対象事業者は、第 1 項の規定による措置に関し、助成金の返還を指示されたときは、その指示に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を基金に納付しなければならない。
- 3 特定助成対象事業者は、助成金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。
- 4 理事長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第 4 章 雑則

(手続の省略等)

第 20 条 理事長は、外国の法令又は慣習による制約その他やむを得ない事情があると認めるときは、第 4 条及び第 6 条から第 8 条までの規定（特定寄附金の受入れに関する手続）並びに第 14 条から第 16 条までの規定（特定助成金の交付に関する手続）（これらの規定に係る書式を含む。）の一部の適用を省略し、又はこれらの規定の一部を変更して適用することができる。

(実施細則)

第 21 条 この規程を実施するための細則その他必要な事務手続は別に定める。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日 平成 15 年度規程第 71 号）

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 3 日 平成 27 年度規程第 31 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 16 日 平成 28 年度規程第 17 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に申請される事業に係る助成金の交付について適用する。